

# みえ森と緑の県民税

森林は土砂災害を防止したり、水を貯えるなど、私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを持っています。しかし、近年は山村地域の過疎化や高齢化などによって荒れた森林が増加しており、集中豪雨の発生が増加していることも考えあわせると、山崩れなどの災害が発生する危険性が高まっていると考えられます。

このようなことから、三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

森林の  
荒廃と災害



集落を襲う土石流



橋梁に押し寄せた大量の流木



荒廃森林

## 「みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)」のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で 三重県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人 (個人の県民税均等割の納税義務者) ※前年の合計所得金額が 一定金額以下であること等の理由により、 県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所等を有する法人等 (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	<b>年額 1,000円</b> みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割額は、 下記の表のとおりとなります。	<b>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</b> 資本金等の額により <b>年額 2,000円~80,000円</b> ( <b>県民税均等割額の10%相当額</b> )
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税とあわせて、 市町に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、県に 申告納付していただきます。
適用時期	<b>平成26年度分</b> から	<b>平成26年4月1日以後に開始する事業年度分</b> から
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。	
使いみちの明確化	基金に積み立て、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のために使います。	
評価制度	実施する事業等は、第三者評価委員会により評価検証を行い、結果は県民の皆さまに公表します。	

### 平成26年度からの 個人住民税(県民税・市町村民税)の均等割額

	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税 (平成26年度~)	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置 (平成26~35年度)	500円	500円	1,000円
合計 (平成26年度~)	2,500円	3,500円	6,000円

同じく  
4月から全国的に  
スタート

「個人住民税の臨時特例措置」が  
始まります。

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災のための施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全国的に、年間1,000円引き上げられます。(個人県民税500円・個人市町村民税500円)

増収分は、地方公共団体が実施する防災・減災事業に充てられます。

- 防災拠点の整備
- 河川の護岸整備
- 道路の法面整備
- 橋などの耐震化
- 津波避難タワーなどの避難施設の整備 など

## Q&A

### Q なぜ、全ての県民が納めるのですか？

**A** 森林は、木材生産だけでなく、水を貯える、地球温暖化を防ぐ、山崩れや洪水を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。この森林からもたらされる恵みは全ての県民が受けていることから、県民のみなさんに幅広く負担していただくことにしました。

### Q 子どもからお年寄りまで全ての県民が納めるのですか？

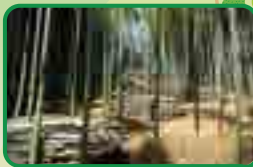
**A** 県民税均等割の超過課税ですので、個人県民税を納める方が対象になります。従って、個人県民税が非課税となる方(所得が無い未成年者や所得金額が一定の金額以下となる方など)には課税されません。

### Q どのようなことに使われるのですか？

**A** 納めていただいた税金で「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。

#### ② 暮らしに身近な森林づくり

荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備など、暮らしに関わりの深い森林づくりによって生活環境を保全します。



#### ⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり

都市部における公園や保育園の園庭等の芝生化・植栽など、身近な水や緑の環境づくりを進めます。



#### ① 土砂や流木を出さない森林づくり

溪流に堆積した土砂や流木になる恐れのある立木の除去などを進め、洪水や山崩れに強い森林をつくります。



#### ③ 森を育む人づくり

子どもたちが森林を学び・ふれあう「森林環境教育」など、森林や緑を大切に思い・育む人づくりを行います。



#### ④ 木の薫る空間づくり

木づかいを通じて森林を支えるため、多くの方が利用する公共建築物等に県産材を活用するなど、暮らしや公共空間における木材利用を進めます。



### 「みえ森と緑の県民税」の使い方について

- 「みえ森と緑の県民税」を活用した事業は、県と市町が実施します。
- 県では、主として「①土砂や流木を出さない森林づくり」に取り組み、市町では、主として「②暮らしに身近な森林づくり」「③森を育む人づくり」「④木の薫る空間づくり」「⑤地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組みます。
- 市町が取り組む事業は、地域の実情に応じて市町が事業内容を決定することとなります。

## お問い合わせ先

住所等を有する市町	税のしくみに関すること	みえ森と緑の県民税の使いみちに関すること
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名県税事務所 ☎0594-24-3613	
四日市市、菟野町、朝日町、川越町	四日市県税事務所 ☎059-352-0577	四日市農林事務所 森林・林業室 ☎059-352-0655
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662	
津市	津総合県税事務所 ☎059-223-5026	津農林水産事務所 森林・林業室 ☎059-223-5091
松阪市、大台町、多気町、明和町	松阪県税事務所 ☎0598-50-0511	松阪農林事務所 森林・林業室 ☎0598-50-0568
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町	伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132	伊勢農林水産事務所 森林・林業室 ☎0596-27-5265
伊賀市、名張市	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024	伊賀農林事務所 森林・林業室 ☎0595-24-8142
尾鷲市、紀北町	紀州県税事務所 ☎0597-23-3419	尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 ☎0597-23-3504
熊野市、御浜町、紀宝町		熊野農林事務所 森林・林業室 ☎0597-89-6134
	総務部税収確保課 ☎059-224-2128	農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513
	URL <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/">http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/</a> 三重 県税のページ <input type="text"/> 検索	URL <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/</a> 三重の森林 <input type="text"/> 検索